

第109号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 3月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 平成13年度から平成19年度までに、被虐待児が障害児であることを明らかにした事例を含む文書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 平成18年度及び平成19年度に、児童虐待防止活動の内容が記載されている文書（虐待通告に対して、どのような対応がなされたのかがわかる文書）（以下「本件請求文書②」という。）

2 同年 4月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書②については、センターレポート‘06に掲載されている「児童虐待防止班の変遷と、虐待対応の課題に関する一考察」（以下「本件レポート」という。）を特定して公開するとともに、本件請求文書①については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 5月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 障害を有する児童の虐待事例を公表している。ないということを主張す

るのであれば、医師を含む関係者の過去の学会等に発表した文書を探索すると、出てくると考える。不存在であると主張するときは、どの範囲を探索したのかを明らかにすることが必要である。

- (2) 本件レポートは、虐待防止の事例にはなっていない。表題に誤りがある。手遅れの事例である。関係する機関の連携が十分でなかった事例を特定することは、公開請求の趣旨を取り違えているとの現れである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通常は、児童虐待に関する事例は公表していない。例外として、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第11条第 1項第 5号により、児童虐待死など、事例の重大性、事件容疑性にかんがみ、名古屋市市政記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）あて資料提供する場合もある。しかし、平成13年度から平成19年度までにおいては、本件公開請求に係る事例を公表していないため、本件請求文書①は存在しない。
- (2) 本件請求文書②の請求に対し、児童虐待に対応する組織である児童虐待防止班の活動がわかる文書として、本件レポートを特定し公開したものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件請求文書①の対象となる行政文書が存在するか否か。
- (2) 本件請求文書②が本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か。

2 本件請求文書①について

- (1) 実施機関は、事例の重大性、事件容疑性によって記者クラブあて資料提供をしていることから、当審査会において、平成13年度から平成19年度までに記者クラブあてに提供された資料を確認したが、本件公開請求に係る事例を公表したものは存在しなかった。また、平成13年度から平成19年度までに児童福祉センターが発行した刊行物として、事業概要及びセンターレポートも併せて確認したが、本件公開請求に係る事例を公表したものは存在しなかった。

(2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

(1) 本件レポートの主題となっている児童虐待防止班は、児童虐待に対応するための組織であり、虐待相談や虐待通告の受理、相談援助活動を行っている。本件レポートには、虐待通告があった際の児童虐待防止班の対応が具体的な例を交えて記載されている。

(2) したがって、本件レポートは児童虐待防止活動の内容が記載されているものと言えることから、本件公開請求の対象となる行政文書であると認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 5月22日	諮問書の受理
5月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月27日	実施機関の弁明意見書を受理
7月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月14日 (第120回審査会)	調査審議
平成23年 1月25日	答申